產業厚生常任委員会資料

平成30年4月24日 産業振興部 商工観光課

# 目 次

(株)	夢街人とう	じょうだ	が道の駅と	うじょう	うの駅に新た	こなサート	ごス施設を設置
するこ	とについて	·					$\cdots 1 \sim 2$

## 1 事業の承認について

## (1) 当初

## 加東市公有財産規則 抜粋

# (修繕及び模様替え等)

- 第24条 部長等は、その所属に係る公有財産について、地ならし、盛土等土地造成 工事をしようとするとき、又は建物工作物を移築し、若しくは移設し、改築し、若 しくは改造等修繕し、若しくは模様替えをしようとするときは、次に掲げる事項を 記載して、市長の決裁を受けなければならない。
  - (1) 当該公有財産台帳記載事項
  - (2) 工事の内容
  - (3) 工事をしようとする理由
  - (4) 工事の着手及び完成の予定日
  - (5) 予算額及び支出科目
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、必要事項
- 2 前項の文書には、関係図面その他必要な書類を添付しなければならない。
- 3 第1項の規定による工事が完了したときは、直ちに工事完了通知書(様式第8号)により公有財産管理主管部長に通知しなければならない。

## (2) 訂正

行政財産の目的外使用等

# (許可の範囲)

- 第25条 法238条の4第7項の規定による行政財産の使用許可(以下「使用許可」という。) は、次の各号のいずれかに該当する場合について行うことができる。
  - (1) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
  - (2) 市の事務又は事業を執行上使用させることが適当と認めるとき。
  - (3) 水道事業、電気事業、ガス事業その他公益事業の用に供するため使用させるとき。
  - (4) <u>当該行政財産を利用する者のため、当該行政財産の一部に食堂、売店等の厚生施</u>設を設けるとき。
  - (5) 災害その他緊急事態の発生により応急施設として短期間使用させる必要のあるとき。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

加東市公有財産規則第27条により、(株) 夢街人とうじょうに行政財産使用許可申請書の提出を求め、所定の手続を進める。

# 2 経緯

日時	内 容	備考
平成29年	新名神高速道路の開通を控え、ドライバーや地元の	
12月19日	方に有益な施設の整備について協議した。	
上期定時役員会		
(19期)	JAFのアンケートも参考に、提供するサービスの	ネイルアート
	候補としてマッサージ、アロマエステ、ネイルアート	は施術者に高い
	が提案される。また以下の利用者がより利用しよいも	技術が無いと固
	のと意見があった。	定客が付かな
	・ゴルフ帰りの方	٧١ <sub>°</sub>
	・トラックドライバー	ニーズ、費用
	・地元の農作業者等	対効果も含め検
	・工業団地にお勤めの方	討。
平成30年	㈱夢街人とうじょうから協議	市は3月27
3月22日	新たな施設を設置することについて (協議)	日付で、条件を
	1 施設の整備位置に関する図面	付して承認。
	2 増築部分の提示	
	(1)歩道の位置等の変更	
	(2)駅ラーメン華の入り口変更	
	(3)駐車場の2台分スペースを活用	
	3 資金計画(テナント賃料が1カ月6万円×2店舗)	
	・12万円×1カ月は固定資産税に充当	
	<ul><li>12万円×11カ月を賃料に充てる。</li></ul>	
	・10年間で回収の旨	
平成30年	整備される店舗は、アロマ・オイルマッサージ店と	
3月28日	クイックマッサージ店の2店舗とし、施設整備にかか	
臨時役員会	る資金計画として客単価や1日当りの利用者数からの	
	利益とテナント料を示して収支の均衡が取れると説明	
	があり、役員会において設置が決定した。	